第四十八条第二項第二号ニ中「決定」の下に「その他これに準ずる事由」を加え、同項第三号を削り、同項第四号中「第二号ロ」を「第一号ロ若しくはホ又は前号イからハまでのいずれか」に、「政令」を「運賃その他の政令」に改め、「（前号の損失を除く。）」を削り、同号を同項第三号とする。

第五十条第一項中「からチまで」を「からリまで」に、「からホまで」を「からホまで又はリ」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「第四十八条第二項第四号」を「第四十八条第二項第三号」に、「同項第二号ロ」を「同項第一号ロ若しくはホ又は第二号イからハまでのいずれか」に、「同項第四号」を「同項第三号」に改め、同項を同条第三項とする。

第五十一条第二項第四号中「決定」の下に「その他これに準ずる事由」を加える。

第五十七条第一項中「（昭和五十六年法律第五十九号）」を削る。

第三章第八節の節名を次のように改める。

第八節　前払購入保険

第六十六条第一項中「前払輸入保険」を「前払購入保険」に改め、同条第二項中「前払輸入保険は、前払輸入者」を「前払購入保険は、前払購入者」に、「前払輸入契約に」を「前払購入契約に」に、「を輸入する」を「の引渡しを受ける」に改め、同項第三号中「前払輸入契約」を「前払購入契約」に改め、同項第四号中「前払輸入契約」を「前払購入契約」に、「決定」を「決定その他これに準ずる事由」に改め、同項第五号中「前払輸入契約」を「前払購入契約」に、「前払輸入者」を「前払購入者」に改める。

第六十七条中「前払輸入保険」を「前払購入保険」に改める。

第六十八条中「前払輸入保険」を「前払購入保険」に、「前払輸入者」を「前払購入者」に改める。

第六十九条第二項第一号中「株式等の」を「株式等（第二条第十七項第一号に掲げる海外投資の相手方の出資（二以上の段階にわたる出資を含む。）に係る外国法人（以下「関係外国法人」という。）の株式等を含む。以下この号及び第四号において同じ。）の」に改め、同項第二号中「相手方が」を「相手方（関係外国法人を含む。以下この号及び第五号において同じ。）が」に改め、同項第四号中「より取得した」を「伴い支払われた」に、「取得金等」を「この号において「支払金等」に、「海外投資を行つた場合にあつては、」を「行つた海外投資に係る支払金等（関係外国法人に係るものを除く。）にあつては」に、「。次条第二項及び第五項において同じ。」を「、関係外国法人に係る支払金等にあつては保険契約で定める地域」に改め、同号ハからホまでの規定中「取得金等」を「支払金等」に改め、同項第五号中「限る。）」の下に「その他これに準ずる事由」を加える。

第七十条第一項中「から第三号まで」を「から第四号まで（同号にあつては、関係外国法人に係る部分に限る。）」に、「元本、」を「元本若しくは」に改め、「配当金請求権」の下に「（第二条第十七項第一号に掲げる海外投資の相手方に係るものに限る。）」を加え、同条第二項中「前条第二項第四号」の下に「（関係外国法人に係る部分を除く。）」を、「、元本」の下に「（第二条第十七項第一号に掲げる海外投資の相手方に係るものに限る。次項において同じ。）」を、「（以下」の下に「この項及び第四項において」を加え、「より取得した」を「伴い支払われた」に、「同号イ」を「前条第二項第四号イ」に改め、「期間本邦」の下に「（出資外国法人等が行つた海外投資に係るものにあつては、その本店又は主たる事務所が所在する外国の地域。以下この項及び第五項において同じ。）」を、「金額から、」の下に「第二条第十七項第一号に掲げる海外投資の相手方の」を加え、同条第三項中「、配当金請求権」の下に「（第二条第十七項第一号に掲げる海外投資の相手方に係るものに限る。以下この項において同じ。）」を加える。

第七十一条第二項第四号中「決定」の下に「その他これに準ずる事由」を加える。

第七十七条を第八十二条とする。

第七十六条第二号中「及び第二項」を「、第二項及び第四項」に改め、同条を第八十一条とし、第七十五条を第八十条とし、第七十四条を第七十九条とする。

第三章に次の二節を加える。

第十一節　スワップ取引保険

（保険契約）

第七十四条　会社は、スワップ取引保険を引き受けることができる。

2　スワップ取引保険は、スワップ取引者（貿易代金貸付又は海外事業資金貸付の相手方と貿易代金貸付金債権等又は海外事業資金貸付金債権等に係るスワップ取引（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第二十二項第五号に掲げる取引をいう。以下この項において同じ。）を行つた者をいう。以下同じ。）が次の各号のいずれかに該当する事由により当該スワップ取引の解約に伴う清算金その他の債権で政令で定めるもの（次条において「解約清算金等」という。）の支払を受けることができないことにより受ける損失を塡補する貿易保険とする。

一　外国において実施される為替取引の制限又は禁止

二　外国における戦争、革命又は内乱

三　前二号に掲げるもののほか、本邦外において生じた事由であつて、スワップ取引者又はその相手方の責めに帰することができないもの

四　スワップ取引の相手方についての破産手続開始の決定その他これに準ずる事由

五　スワップ取引の相手方の保険契約で定める期間以上の債務の履行遅滞（スワップ取引者の責めに帰することができないものに限る。）

（保険金）

第七十五条　スワップ取引保険において会社が塡補すべき額は、スワップ取引者が前条第二項各号のいずれかに該当する事由により支払期日（同項第五号に該当する事由によるときは、支払期日後保険契約で定める期間を経過した時。第二号において同じ。）までに支払を受けることができない解約清算金等の額から、次の各号に掲げる金額を控除した残額に、一定割合を乗じて得た金額とする。

一　当該事由の発生により支出を要しなくなつた金額

二　支払期日後に支払を受けた金額

第十二節　信用状確認保険

（保険契約）

第七十六条　会社は、信用状確認保険を引き受けることができる。

2　信用状確認保険は、信用状確認者が信用状確認契約に基づいて支払をした場合に当該信用状確認契約に基づいて信用状発行者から償還を受けるべき金額を回収することができないことにより受ける損失を塡補する貿易保険とする。

（保険価額）

第七十七条　信用状確認保険においては、信用状確認者が前条第二項に規定する場合において信用状発行者から償還を受けるべき金額を保険価額とする。

（保険金）

第七十八条　信用状確認保険において会社が塡補すべき額は、保険価額のうち信用状発行者から回収することができない金額に、保険金額の保険価額に対する割合を乗じて得た金額とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第四条の規定は、公布の日から施行する。

（旧保険に関する経過措置）

第二条　この法律の施行前に株式会社日本貿易保険が引き受けた普通貿易保険、出資外国法人等貿易保険、貿易代金貸付保険、前払輸入保険、海外投資保険及び海外事業資金貸付保険の保険関係については、なお従前の例による。